

石狩市休業協力・感染リスク低減支援金について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止による北海道の休業要請等の期間が延長となったことから、北海道の休業要請等に協力する事業者の方に対し北海道の支援金に上乗せして支援金を支給します。

◎北海道の「**休業協力・感染リスク低減支援金**及び**経営持続化臨時特別支援金の支援金A**」両方の支給決定に基づき、石狩市分を支給決定する予定ですので、石狩市への申請手続きは現在のところ予定しておりません。

◎北海道が休業要請等を行っている期間（**令和2年4月25日から5月31日まで**）協力いただけることが、支給の条件となっております。（ただし、休業要請等に期間が「短縮された場合はその日まで」）

対 象	北海道の休業要請による休業事業者		19時以降の酒類提供を自粛した飲食店等
	法人事業者	個人事業者	法人事業者・個人事業者
給付金額	石狩市支援金 20万円 ※①+②両方の支給決定された事業者	石狩市支援金 20万円 ※①+②両方の支給決定された事業者	石狩市支援金 20万円 ※①+②両方の支給決定された事業者
	北海道支援金② 10万円		
	北海道支援金① 30万円	北海道支援金② 10万円	北海道支援金② 10万円
		北海道支援金① 20万円	北海道支援金① 10万円
休業等要請対象施設	北海道による休業要請等の対象施設 スナック、バー、カラオケボックス、パチンコ店、 場外馬（車・舟）券場、学習塾 など105業態		飲食店（食事提供施設） 料理店、喫茶店、居酒屋、 ラーメン店など
給付対象	支援金①「北海道の 休業協力・感染リスク低減支援金 」と 支援金②「北海道の 経営持続化臨時特別支援金の支援金A 」の 両方の支給決定 を受けた事業者		
給付時期	※石狩市の支援金支給は北海道の①②両方の支給決定確認後となりますので、北海道の支給日とは異なります。		

※このチラシは令和2年5月18日現在の情報で作成しております。今後更新されることがありますので、石狩市のホームページ等にて随時ご確認願います。

【お問合せ先】

北海道の休業等要請・支援金制度について

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部休業要請相談専用ダイヤル

電話 011-206-0104

011-206-0216(8:45~17:30)

石狩市の上乗せについて

石狩市企画経済部商工労働観光課

電話 0133-72-3166(平日 8:45~17:15)